

報告第 2 号

小城市スポーツ推進計画の策定について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 28 年 4 月 28 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

スポーツ基本法第 10 条の規定に基づき、「小城市スポーツ推進計画」を策定したため、教育委員会に報告する。



# 小城市スポーツ推進計画

平成 28 年度～平成 37 年度

スポーツの力で人も地域も元気になろう！

～ さあ！みんなでその一歩をふみだそう ～

小城市教育委員会

# 目 次

## 第 1 章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 本計画における「スポーツ」の定義・・・・・・・・・・・・・3

## 第 2 章 社会情勢と小城市のスポーツに関する 現状と課題

- 1 社会情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 小城市のスポーツに関する現状と課題・・・・・・・・・4

## 第 3 章 計画の基本理念と施策目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 4 指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

# **第 1 章 計画策定にあたって**

## **1 計画策定の趣旨**

小城市では、平成 19 年 4 月に策定した「小城市総合計画」の施策の一つである「健康・福祉日本一を目指すまち」を目標にあげ、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間を期間として「小城市スポーツ振興基本計画」を策定し、すべての市民が生涯にわたって、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動をいつでも・どこでも・いつまでも親しむことができる生涯スポーツに繋がる社会環境づくりを目指してスポーツの振興を行ってきました。

一方、国においては、平成 23 年 8 月に、それまでのスポーツ振興法を全部改正した「スポーツ基本法」が施行されました。

スポーツ基本法では、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。」ことや「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域

社会の再生に寄与するものである。」としています。

このような状況の中、現行の小城市スポーツ振興基本計画が平成27年度に目標年次を迎えることから、今後10年間（平成28年度～平成37年度）を見据え、小城市のスポーツ推進や振興に係る取り組みの方向性を示すために「小城市スポーツ推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、国のスポーツ基本法に基づき、国のスポーツ基本計画を参酌し、小城市が目指す将来像の実現にむけて、小城市の実情に即したスポーツ推進のあり方を総合的に示すものです。

なお、この計画は、スポーツ基本法第10条に規定する「地方スポーツ推進計画」として位置づけるものです。

## 3 計画の期間

本計画は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）の10年間とします。また、進捗状況や社会情勢に応じて、計画の見直しを行います。

## 4 本計画における「スポーツ」の定義

本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、競技種目だけに限らず、散歩やウォーキング、ジョギング、レクリエーション、体操、幼児の遊びなど活動のレベルや内容に関係なく体をつかった運動すべてを含むものとします。



## **第 2 章 社会情勢と小城市のスポーツに関する現状と課題**

### **1 社会情勢**

近年の社会情勢では、少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んでおり、社会環境や価値観は急激に変化しています。スポーツにおいては、子どもの意欲・体力の低下や若者のスポーツ離れが進んでおり、スポーツに親しむための施策が必要であると考えられています。また、子どもの時のスポーツ経験が成人以降のスポーツ活動に極めて大きい影響をもたらすと考えられています。地域スポーツにおいては、障害者のスポーツ活動に知見のあるスポーツ指導者の確保や障害者に配慮した施設・設備の整備が課題となっています。また、地域教育力の衰退や地域住民のコミュニケーション不足が深刻であり、コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進、地域のスポーツ指導者等や地域スポーツ施設の充実が必要とされています。

### **2 小城市のスポーツに関する現状と課題**

今回の計画策定に伴い、スポーツ活動に関するアンケートを実施した結果、現状と課題が浮き彫りになりました。

15歳以上のアンケートで運動・スポーツの活動頻度について尋ねたところ、「週3日以上行っている」と回答した方が男性30.3%、女性19.0%という結果となり、年齢別に見てみると、10代が最も多く58.8%、20代～50代（30代は回答者無し）は低い数字がみられ、60代から70代以上にかけては、35.0%以上と高い数字がみられます。10代に関しては、高校等の部活動の数字が含まれている可能性があり、かなり高い数値となったと推測されます。当市の現状では、全体で「週に3日以上運動・スポーツを行っている人」の割合が全体で23.6%と低い値の状況であります。15歳以上のアンケート（小城市）と20歳以上の割合（文部科学省の調査結果）との差異はありますが、国が目指す施策目標の一つ「できるかぎり早期に、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）」に6.4%届いていない状況です。

スポーツを行う理由としては、「1.健康・体力づくり、2.楽しみ・気晴らし、3.運動不足」となっています。また、よく行う運動・スポーツ、これからやってみたい運動・スポーツは5年前の調査と変わらず、ウォーキングがトップとなっています。

一方、「運動・スポーツをしなかったという人」の割合をみると、



全体の27.0%もあり、スポーツをしなかった理由については、「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がない」、「機会がなかった」が上位を占める形となりました。若い世代で「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がない」が上位を占め、年代が高くなるにつれて「機会がなかった」の数値が上昇する傾向が見受けられました。運動・スポーツをやるためのきっかけとしては、「1.自分の意欲・やる気、2.情報の提供」となっており、機会の提供、情報の充実を行うことによって運動への関心を高めていけるのではないかと推測されます。

次に小・中学生では、活動日数を聞いた問いに対し、小学生が全体の23.3%、中学生が全体の33.9%、毎日、運動・スポーツを行っており、1回につきの活動時間に関しても3時間以上が小学生で13.2%、中学生で32.3%となっています。練習量の多さが懸念され、小・中学生のアンケートで「1週間以上を休むけがをしたことがありますか？」の問いに「ある」との回答が23.3%とあり、少なからず、けがの要因等に影響を及ぼしている可能性があります。

また、運動不足を感じている割合が5年前と比べ上昇しており、運動・スポーツ活動を「全くしない」と回答した小・中学生が小学生で13.2%、中学生で10.6%が存在し、行わない理由としては、「自分

のやりたいスポーツがないから」が上位を占めています。「今後、どのようなスポーツクラブに入りたいと思いますか？」の問いでは、「いろいろな運動・スポーツができるクラブ」と回答した子どもたちが全体の23.2%と1位を占める形になっています。子どもたちには、いろいろな運動ができる活動の場や機会を与えれば、活動を行うかもしれないという希望が抱かれます。

最後に「公共スポーツ施設を利用する上で、特に望むことは何ですか？」の問いでは、「身近で利用できるよう、施設数の増加」18.4%、「初心者向けのスポーツ教室や行事の充実」16.8%、「利用案内など広報の充実」13.8%という結果が出ており、施設の増加やスポーツ教室・行事の拡充、利用案内等の広報の充実が求められます。しかし、近年の財政状況は厳しく、老朽化の施設の対処に苦慮しているのが現状です。また、施設の利用については、バリアフリー化が望まれています。現時点では、満足できる対応ができていないのも現状です。

このような状況を踏まえ、今後の小城市のスポーツ活動を行っていく上でのスポーツ推進の在り方には、いろいろ課題が見受けられます。少年・少女のスポーツ活動のあり方や障害者スポーツへの対

応、また、施設の維持管理や運動・スポーツへの無関心層への効果的な呼びかけが必要だと考えられます。



## **第3章 計画の基本理念と施策目標**

### **1 基本理念（目指す姿）**

スポーツの力で人も地域も元気になろう！

～ さあ！みんなでその一歩をふみだそう ～

### **2 施策目標**

基本理念を実現するため、6つの施策目標をあげ推進します。

#### **①子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実**

地域社会全体が連携・協力し、子どもがスポーツを行う機会を向上させます。

#### **②ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進**

市民のだれもが年齢、性別を問わずライフステージに応じたスポーツ活動ができる環境の充実と促進を図ります。

#### **③障害者スポーツの充実**

障害のあるなしに関係なく、誰もが積極的にスポーツを行えるよう、必要な配慮を行い、障害者スポーツの普及・促進に努めます。

#### ④地域のスポーツ指導者の充実

スポーツ活動を支える指導者やスポーツボランティアの育成を行い、地域に根差した指導者の活動形態を目指します。

#### ⑤スポーツ施設の利便性の向上と安全の確保

誰もがそれぞれのライフステージに応じて楽しむことができるよう、ユニバーサルデザイン化を目指すとともに、安全の確保に努めます。

#### ⑥関係各団体との連携

一般財団法人小城市体育協会及びスポーツ推進委員、関係各団体と連携を図り、競技スポーツの競技力の向上と住民スポーツの普及・促進に努めます。

### 3 具体的な取組

#### ①子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

##### 10年後の目指す姿

子どもを取り巻く環境の変化により、子どもが近所の広場などで伸び伸びと遊んでいる姿が数多くみられるようになっていきます。また、家族で参加できるスポーツ行事等の増加で共有できる話題の創出により、健康で明るい会話の多い家庭が増加しています。また、小さい頃から運動・スポーツに親しんだ子どもたちは、大人になってもスポーツ活動を続けていきます。

- ・ 幼児期からの外遊びも含む運動・スポーツ環境の促進
- ・ 家族みんなで参加できるスポーツ行事等の実施
- ・ 少年・少女スポーツクラブへの支援・拡充
- ・ スポーツ少年団（※1）への支援・拡充

---

※1 スポーツ少年団・・・1962年に財団法人日本体育協会が創設した歴史あるスポーツクラブで「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを!」、「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に!」と願いつくられた日本最大の青少年スポーツ団体です。 参考・・・平成27年度小城市登録団体 5団体

## ②ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

### 10年後の目指す姿

中学校区単位に総合型地域スポーツクラブが設置され、地域のスポーツ参加機会が向上し、気軽に参加できる雰囲気的确立により、元気な高齢者が増えています。また、世代を超えた交流などの行事が盛んになり、地域社会全体が明るくなっています。また、トップアスリートとの交流により、運動・スポーツへの関心度合が高まり、個々のやる気も上昇しています。

- ・ 総合型地域スポーツクラブ（※2）の支援・拡充
- ・ 体験教室の開催等スポーツへのきっかけづくりの推進
- ・ スポーツ教室、スポーツクラブ等の情報発信の充実
- ・ 全国大会出場者等への支援の充実
- ・ トップアスリートとの交流

---

※2 総合型地域スポーツクラブ・・・「総合型」とは、3つの多様性を包含していることを指しています。一つは種目の多様性、一つは世代や年齢の多様性、そして、もう一つは技術レベルの多様性であります。総合型地域スポーツクラブは、こうした多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブのことを意味します。（文部科学省ホームページより抜粋）

### ③障害者のスポーツの充実

#### 10年後の目指す姿

誰もが気軽にできるスポーツの普及により、障害のある人もない人もともにスポーツを行うようになっていきます。また、施設のユニバーサルデザイン化により、すべての人に安全でやさしい施設となり、障害者をサポートする人たちも増えてきています。

- ・誰もが気軽にできるスポーツの普及・促進
- ・障害者スポーツに関するサポーター等の育成
- ・施設のユニバーサルデザイン（※3）化



---

※3 ユニバーサルデザイン・・・多くの方に使いやすいデザイン手法

(さまざまな方に利用可能であるデザインのこと。)



## ④地域のスポーツ指導者の充実

### 10年後の目指す姿

スポーツ指導者の資質の向上により、具体的な方法や内容を身につけ、競技スポーツやスポーツレクリエーションのサポートを行い、スポーツの喜びや楽しみを分かち合えるような姿になっています。また、スポーツ推進委員のコーディネート力の発揮により、運動・スポーツにより多くの人たちが関心をもち、仲間づくりや繋がりを持てる社会づくりが構築されています。

- ・ スポーツ推進委員（※4）のコーディネート力の発揮
- ・ スポーツ指導者等の知識の向上と人材育成
- ・ スポーツボランティア（※5）の育成

---

※4 スポーツ推進委員・・・当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

（スポーツ基本法 第32条より抜粋）

※5 スポーツボランティア・・・報酬を目的とせず、自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体のスポーツ推進のために行う活動のことを意味しています。

## ⑤スポーツ施設の利便性の向上と安全の確保

### 10年後の目指す姿

平成 35 年の国民体育大会開催により、市民のスポーツへの関心が高まり、スポーツを行う人の割合が向上しています。また、ウォーキングコース等の充実により、ウォーキングやジョギングを楽しむ人たちが増加し、健康寿命も延伸しています。また、施設の改修を計画的に行うことにより、利便性が良くなり、安全性も向上しています。

- ・平成 35 年国民体育大会（佐賀大会）へ向けた施設の充実
- ・ウォーキングコース等の充実
- ・施設の運用改善
- ・老朽化施設の改修



## ⑥関係団体及びスポーツ関係機関との連携

### 10年後の目指す姿

関係各団体との連携・協力を進めることにより、スポーツの競技力が向上しています。また、豊富な情報提供により、スポーツに関する需要と供給のバランスがとれ、市民が運動・スポーツに取り組みやすくなっています。

- ・一般財団法人 小城市体育協会（※6）との連携
- ・スポーツ推進委員との連携
- ・障害者スポーツ団体との連携

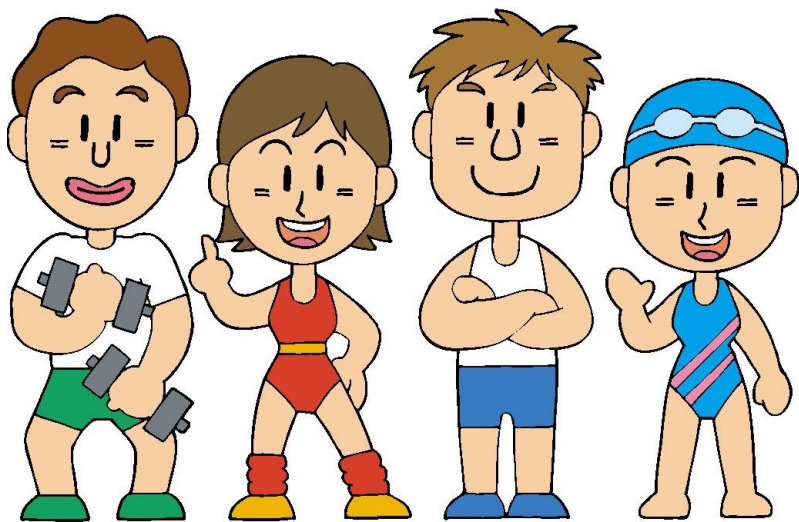
---

※6 一般財団法人 小城市体育協会・・・小城市における体育・スポーツの普及・振興に関する事業を行い、健全なスポーツ精神を養うとともに、市民の体力向上及び健康維持・増進に寄与することを目的とした一般財団法人です。

## 4 指標

◎ 15歳以上の週3日以上 (23.6%) 週1日以上 (23.6%+18.9%=42.5%) 運動・スポーツを行う人の割合をできるだけ早期に週3日以上を30%に週1日以上を50%にする。

◎ 15歳以上のまったく運動しなかった割合 (27.0%) を、限りなくゼロに近づける。



## お わ り に

地方創生が謳われる中、身近には人口減少や空き家対策が大きな社会問題となっています。スポーツが健康や地域の活性化に重要であることが数多く囁かれています。老若男女の市民が生涯にわたって健康で明るく楽しく充実した生活を過ごすためには、運動・スポーツは欠かせないアイテムのひとつと考えます。また、スポーツを通しての絆づくりは、まちづくりへとつながるものと大いに期待しています。

日頃、体を動かすことが少ない（苦手）人でも簡単に気軽にできる環境づくり等が必要と考えます。本計画に従い、今後もウォーキングや軽スポーツの普及促進に向けて引き続き取り組みを行ってまいります。また、本計画の達成のためには、各種関係団体等との協力・連携が必要不可欠と考えています。

おわりに、小城市スポーツ推進計画の策定に際し、小城市スポーツ推進審議会委員の皆様に貴重なご意見・ご助言をいただき厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

**小城市教育委員会**

**教育長 今村 統嘉**

《 小城市スポーツ推進審議会委員 50音順 》 敬称略

委員長 岡 本 和 泰

副委員長 相 浦 守 夫

委 員 鹿 江 康 弘

〃 川 崎 純 子

〃 高 場 義 雄

〃 堤 清 隆

〃 野 田 千 恵 子

〃 福 地 由 親

〃 迎 和 盛

〃 本 村 初 磨

---

担当：小城市教育委員会 生涯学習課

住所：〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312 番地 2

E-Mail: syougaigakushuu@city.ogi.lg.jp